

令和8年度徳島県パラリンピック等選手育成強化支援事業 募集要項

1 目的

本県ゆかりの、パラリンピックやデフリンピック等の国際大会（以下「国際大会」という。）及び全国規模のスポーツ大会（以下「全国大会」という。）等において活躍が期待される選手に対し、予算の範囲内で活動経費の一部を助成し、選手の継続的な競技力向上を目指す。

2 助成対象選手

(1) Sランク選手（募集人数：4名程度）

次の要件を全て満たす者。

ア 別表1に掲げる夏季・冬季パラリンピック、夏季・冬季デフリンピック正式種目の選手であること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 直近2年間（令和6年度から令和7年度まで。）で中央競技団体（日本パラスポーツ協会に登録する「競技別競技団体」及び日本パラリンピック委員会の加盟団体を指すもの。）が指定する強化指定選手または日本代表選手

(イ) 今年度の強化指定選手または日本代表選手。

ウ 次のいずれかに該当すること。ただし、(ア)～(エ)を選考優先要件とする。

(ア) 徳島県内に在住、在勤又は在学している者。

(イ) 徳島県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等を卒業した者。

(ウ) 徳島県内に主な活動拠点を有する者で、徳島県内に在住、在勤又は在学している者。

(エ) 徳島県内に主な活動拠点を有する者で、徳島県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等を卒業した者。

(オ) 過去に一定期間（5年～10年）、本県に住所を有していたことがある者。

(カ) 選手の父母または祖父母が、現在、本県に住所を有する者。

エ 直近3年間（令和5年度から令和7年度まで。）に国際大会（各国際競技団体が公認する競技大会を指す。）で4位以内入賞または全国大会（中央競技団体及び日本パラスポーツ協会が主催・共催する大会または強化指定選手や日本代表選考の兼ねる大会を指すものとする。ただし、全国障害者スポーツ大会は除くものとする。）で優勝した者。

オ 本県のパラスポーツの推進に協力意思があり、県が実施する他の事業（講演会・イベントへ参画等）に可能な限り協力していただける者。

カ 高校生（令和8年4月1日時点で満15歳）以上の者。

(2) Aランク選手（募集人数：4名程度）

次の要件を全て満たす者。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 別表1に掲げる夏季・冬季パラリンピック、夏季・冬季デフリンピック正式種目の選手であること。

(イ) 中央競技団体をもつ種目の選手であること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 直近2年間で中央競技団体が指定する強化指定選手または日本代表選手。

(イ) 今年度の強化指定選手または日本代表選手。

ウ 次のいずれかに該当すること。ただし、(ア)～(エ)を選考優先要件とする。

(ア) 徳島県内に在住、在勤又は在学している者。

(イ) 徳島県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等を卒業した者。

(ウ) 徳島県内に主な活動拠点を有する者で、徳島県内に在住、在勤又は在学している者。

(エ) 徳島県内に主な活動拠点を有する者で、徳島県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等を卒業した者。

(オ) 過去に一定期間（5年～10年）、本県に住所を有していたことがある者。

(カ) 選手の父母または祖父母が、現在、本県に住所を有する者。

エ 直近3年間に全国大会で4位以内に入賞した者。

オ 本県のパラスポーツの推進に協力意思があり、県が実施する他の事業（講演会・イベントへ参画等）に可能な限り協力していただける者。

カ 高校生（令和8年4月1日時点で満15歳）以上の者。

(3) 育成枠選手（募集人数：2名程度）

次の要件を全て満たす者。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 別表1に掲げる夏季・冬季パラリンピック、夏季・冬季デフリンピック正式種目の選手であること。

(イ) 中央競技団体をもつ種目の選手であること。

イ 次のいずれかに該当すること。ただし、(ア)～(エ)を選考優先要件とする。

(ア) 徳島県内に在住、在勤又は在学している者。

(イ) 徳島県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等を卒業した者。

(ウ) 徳島県内に主な活動拠点を有する者で、徳島県内に在住、在勤又は在学している者。

(エ) 徳島県内に主な活動拠点を有する者で、徳島県内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等を卒業した者。

- (オ) 過去に一定期間（５年～１０年）、本県に住所を有していたことがある者。
- (カ) 選手の父母または祖父母が、現在、本県に住所を有する者。
- ウ 国際大会又は全国大会において、近い将来活躍が期待される者。
- エ 高校生（令和８年４月１日時点で満１５歳）以上の者。

3 助成額

- (1) 対象経費の１０／１０以内を助成する。
- (2) 各区分に応じた上限金額は、次のとおりとする。
 - ア Sランク：１人あたり４５万円
 - イ Aランク：１人あたり２０万円
 - ウ 育成枠：１人あたり１０万円

4 助成対象経費

- (1) 対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 遠征費（国際大会、全国大会及び強化合宿等への旅費や宿泊費）
 - イ 参加費（国際大会、全国大会や強化合宿等への参加費）
 - ウ 外部指導者招聘費（中央競技団体等からコーチやトレーナーを招聘した際の経費）
 - エ 競技用具の整備（対象選手が競技に使用する際の消耗品の購入費や用具の修理費）
 - オ 医科学的サポート（メディカルチェックに要する経費、疲労回復やケガ予防のための身体ケアに要する経費）
 - カ 使用料及び賃借料（競技力向上に係る練習会場等の会場費）
 - キ その他（競技力向上に要する経費で県が認めるもの）
- (2) 助成金の活用については、遠征費、参加費、外部指導者招聘費を優先経費項目とし、支出経費に偏りがないよう、効果的に活用すること。
- (3) 選手の介助などに随行者が必要な場合、申請書の「随行者が必要な理由」に理由を記載のうえ、１名まで随行者の遠征費を認める。
- (4) 旅費や宿泊費について、別表２を参考にしてください。
- (5) 消耗品の上限金額は、合計１０万円（税込）とする。

5 助成対象外経費

前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費とならない。

- (1) 国、地方自治体または所属する競技団体等から助成金等が重複している経費。
- (2) 所属する競技団体等の入会費・会費。
- (3) 競技を実施する上で、必要不可欠と判断されるもの以外の購入費や修理費。（競技用具を入れるバッグ等、競技の練習等で直接使用しないもの。）
- (4) その他、明らかに本事業の目的から外れる経費。

6 助成対象期間

助成対象の活動期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

7 申請方法

本事業の助成を希望する者は、次のとおり申請を行う。

(1) 提出書類

- ア 令和8年度徳島県パラリンピック等選手育成強化支援事業申請書個人用（Sランク選手、Aランク選手のみ。）
- イ 令和8年度徳島県パラリンピック等選手育成強化支援事業推薦書団体用（育成枠選手のみ。）
- ウ 事業実施計画書（別紙1）
- エ 収支見込み（別紙2）
- オ 競技実績が確認できる参考資料
- カ 自家用車使用申立書（自家用車を利用する場合のみ。）

(2) 提出期限

令和8年5月1日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先及びお問合せ先

（1）に定める書類を提出期限までに、次の提出先へメール又は郵送にて提出すること。

〈提出先〉〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課
企画・生涯スポーツ担当 橘
電話 088-621-2113
メール sportsshinkouka@pref.tokushima.lg.jp

8 選考について

(1) 選考基準

次の評価基準を踏まえ、総合的に評価する。

- ア これまでの実績（国際大会や国内大会の出場・入賞実績、日本代表合宿等への参加実績、自己ベスト記録、国際または国内ランキング、中央競技団体の代表歴等など。）
- イ 申請いただいた事業計画書（海外遠征や強化合宿等の参加予定、練習量や練習内容）
- ウ 支援の必要性（競技力向上に要する経費額等。）

(2) 助成対象選手の選考を公正かつ適正に行うために選考委員会を設置し、当委員会で審査及び選考を行い、育成強化選手に指定する。

(3) 選考結果について、選考委員会終了後、速やかに通知を行う。

9 留意事項

- (1) 申請時に提出した書類の返却はいたしません。
- (2) 申請、実績報告に要する郵送等の費用は、申請者の負担とします。
- (3) 育成強化選手に指定された者は、県ホームページや報道等で氏名等が公表されます。
- (4) 申請、実績報告のために知り得た個人情報については、徳島県の個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、当事業に関わる目的のみに使用します。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、決定を取り消すことがあります。

別表1 徳島県パラリンピック等選手育成強化支援事業 対象競技一覧

パラリンピック	デフリンピック
アーチェリー、陸上競技、ボッチャ、自転車、馬術、サッカー（5人制・7人制）、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ローイング、射撃、水泳、卓球、シッティングバレーボール、車いすバスケットボール、車いすフェンシング、車いすラグビー、車いすテニス、カヌー、トライアスロン、テコンドー、バドミントン、クライミング、アルペンスキー、バイアスロン、クロスカントリースキー、アイスホッケー、スノーボード、車いすカーリング	陸上競技、バスケットボール、バレーボール、サッカー、柔道、ビーチバレーボール、バドミントン、卓球、水泳、テニス、空手、自転車、ボウリング、テコンドー、射撃、レスリング（フリースタイル・グレコローマン）、マウンテンバイク、オリエンテーリング、ゴルフ、ハンドボール、アルペンスキー、スノーボード、クロスカントリー、アイスホッケー、カーリング、フットサル

別表2-1 旅費について ※徳島県「職員の旅費に関する条例」参照。

対象経費	<p>(1) 原則、公共交通機関を利用する。</p> <p>(2) やむを得ず、自家用車の利用が必要な場合は、「自家用車使用申立書」を提出する。車賃は陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ、1キロメートルにつき37円で算出する。（全路程を通算（1キロメートル未満の端数は切捨て）して計算する。）また、高速道路利用分は実費支給とする。</p>
対象外経費	<p>(1) 電車のグリーン席</p> <p>(2) 航空機等の特別料金</p> <p>(3) 通常発生する生活費と区分できない経費</p> <p>(4) 単体での領収書による「朝食代」等の「食事代」</p> <p>(5) 上限額を超えた超過部分の支出</p>

別表 2-2 宿泊費基準額（1泊あたり）

区分	上限金額 (単位：円)	区分	上限金額 (単位：円)
北海道	18,000	滋賀県	15,000
青森県	15,000	京都府	27,000
岩手県	13,000	大阪府	18,000
宮城県	14,000	兵庫県	17,000
秋田県	15,000	奈良県	15,000
山形県	14,000	和歌山県	15,000
福島県	11,000	鳥取県	11,000
茨城県	15,000	島根県	13,000
栃木県	14,000	岡山県	14,000
群馬県	14,000	広島県	18,000
埼玉県	27,000	山口県	11,000
千葉県	24,000	徳島県	14,000
東京都	27,000	香川県	21,000
神奈川県	22,000	愛媛県	14,000
新潟県	22,000	高知県	15,000
富山県	15,000	福岡県	25,000
石川県	13,000	佐賀県	15,000
福井県	14,000	長崎県	15,000
山梨県	17,000	熊本県	20,000
長野県	15,000	大分県	15,000
岐阜県	18,000	宮崎県	17,000
静岡県	13,000	鹿児島県	17,000
愛知県	15,000	沖縄県	15,000
三重県	13,000		